

## 前文

- ・すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることができ  
る社会を実現することは、私たちの願いです。
- ・いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残ってい  
ます。
- ・このような状況の中で、社会の急激な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていく  
には、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互  
いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に  
発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要です。
- ・男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。

## 目的 (第 1 条)

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにすると  
ともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、も  
って男女共同参画社会の実現に資することを目的としています。

### 男女共同参画社会基本法 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

### 基本理念 (第 3 条)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な役割分担等を反映した制度・慣行への男女共同参画の配慮
- 3 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- 4 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- 5 国際社会における取組への配慮

### おおさか男女共同参画プラン (大阪府男女共同参画計画) 基本的視点

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消

府における 10 の施策の基本的方向とその推進方を総合的に明らかにするために男女共同参画社会基本法に基づき策定

## 府・府民・事業者の責務

### ●府 (第 4 条)

- ・男女共同参画の推進に関する施策を策定・実施します。
- ・推進体制の整備・その他の必要な措置を講ずるよう努めます。
- ・施策を策定・実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮します。
- ・市町村の取組への協力・市町村との連絡調整を緊密に行います。

### ●府民のみなさん (第 5 条)

- ・職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に努めましょう。

### ●事業者のみなさん (第 6 条)

- ・事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ・府が実施する男女共同参画施策への協力に努めましょう。

## 性別による差別的取扱い等の禁止 (第 7 条)

性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、配偶者に対する暴力はやめましょう。

## 府の施策等 府は次の政策等を実施します。

### ●男女共同参画計画の策定 (第 8 条)

### ●男女共同参画施策 (第 9 条)

- ・広報や啓発、教育 ・必要な調査研究
- ・配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への必要な支援
- ・男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境の整備

### ●男女共同参画の推進状況等の公表 (第 10 条)

### ●事業者の取組の促進 (第 11 条)

### ●苦情等への対応 (第 12 条)

### (附則)

この条例の施行の際に現に策定・公表されている男女共同参画計画は、条例の規定により策定・公表されたものとみなします。